

2010年9月21日

第69回 社会保障審議会介護給付費分科会資料

人生の最後の季節。人間としての尊厳と文化的生活の保障を

NPO法人 高齢社会をよくする女性の会

理事長 樋口恵子

私たち高齢社会をよくする女性の会は四半世紀以上前の設立当初から「ついの住みかは個室が当然」と主張し、個室に固執しつづけてきました。それは憲法の前文、各条項の規定からみても、多床室では基本的人権は満たされないし「健康で文化的な最低限度の生活」とは思えないからです。

人生の最後の季節を 人間として 最低限の尊厳と文化的生活が保障されるよう次の点を望みます。

- 1 今後、従来型とユニット型の合築施設を別施設として指定を行うとありますが、別施設として指定する対象は、現在、稼働しているか、建設中か計画中の施設に限定すべきです。
- 2 ユニット型施設の比率は 70%以上とする目標を達成するために、新設の特養は個室ユニット型を基本とするという従来の方針を堅持し、方針だけでなく、国は個室ユニット推進のための具体的な方策を示してください。
- 3 新設の特養はすべて全室個室ユニットになるよう、国の緊急整備対策以降の施設整備補助金は、全室個室ユニット型に限定してください。
- 4 個室ユニット型施設を推進するためには、低所得者対策が欠かせません。補足給付の拡大や家賃助成など、生活保護者を含め、個室ユニットに入居できるような方策を実施してください。
文字どおり「介護の沙汰もカネ次第」という世の中をこれ以上 進めないでください。